

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規則

○核燃料税条例の施行期日を定める規則

(税務課)

一

○核燃料税条例施行規則

(同)

一

告示

○国土調査の成果の認証

(土地対策課)

三

○管理美容師及び管理美容師資格認定講習会の指定

(食と暮らしの安全推進課)

三

○救急医療機関の認定

(医療整備課)

四

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

四

○県営土地改良事業計画の縦覧

(農村振興課)

四

○県営住宅等の退去者に係る滞納家賃等の収納事務の委託

(住宅課)

四

○土地改良事業の施行の同意

(仙台地方振興事務所)

五

公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(情報システム課)

五

正誤

○宮城県公報第一九六五号中

五

規則

核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十年六月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第七十一号

核燃料税条例の施行期日を定める規則

核燃料税条例(平成十九年宮城県条例第九十九号)の施行期日は、平成二十年六月二十日とする。

核燃料税条例施行規則をここに公布する。

平成二十年六月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第七十二号

核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、核燃料税条例(平成十九年宮城県条例第九十九号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(徴税吏員の委任)

第二条 知事は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第一条第一項第三号の徴税吏員としての権限に属する事務のうち次に掲げるものを、総務部税務課に勤務する職員に委任する。

一 核燃料税に係る徴収金の徴収に關すること。

二 核燃料税の賦課徴収に關する調査をするために質問及び検査をすること。

三 核燃料税に係る徴収金の滞納処分に關すること。

四 その他知事が指定する核燃料税に係る事務に關すること。

2 知事は、前項の事務を徴税吏員に行わせる場合においては、その事務の内容及び期間を定めてこれを行わせなければならない。

3 第一項の徴税吏員には、その身分を証する徴税吏員証を交付する。

(更正又は決定の通知)

第三条 知事は、法第二百七十六条、第二百七十八条又は第二百七十九条の規定により核燃料税に係る徴収金の更正又は決定をしたときは、核燃料税更正決定通知書兼徴収金納額告知書により納税者に通知しなければならない。

(賦課徴収)

第四条 核燃料税の賦課徴収については、前条に定めるものを除くほか、宮城県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)第八条の二、第八条の三、第九条の二、第九条の三、第十条、第十二条、第十二条の六から第十三条まで、第十四条の二第一項及び第二項、第十五条、第十六条第一項、第十八条、第十九条第一項及び第二項、第二十条第一項、第三項及び第四項並びに第二十条の二の規定を準用する。この場合において、同規則第八条の二、第八条の三、第九条の二、

様式第 2 号 (第 5 条関係)

第 年 月 日

発電用原子炉設置者

所在地

名称 (法人名)

宮城県知事

印

核燃料税更正決定通知書兼徴収金納額告知書

地方税法 { 第 276 条 第 278 条 第 279 条 } の規定により下記のとおり { 更正・決定 } したので、通知します。
{ 加算金を決定 }

年度	更正・決定・加算金決定年月日	年 月 日
発電用原子炉 の名称	核燃料税条例第 3 条第 2 項の年月日	(第 年 月 日) (第 年 月 日)
区 分	課税標準額	税 率 税 額
更 正 ・ 決 定 額		100
既 に 納 付 の 確 定 し た 額		100
過 不 足 額		(1)
過 少 申 告 加 算 金		(2)
不 申 告 加 算 金		(3)
重 加 算 金		(4)
(1) + (2) + (3) + (4) 合 計		

1 上記の納付すべき不足税額及び加算金については、年 月 日までに同封の納付書により、納付書記載の納付場所に納付してください。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内を知事に異議申立てをすることができます。

3 この処分について不服があるときは、この翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした日から 3 か月を経過しても決定がないとき、年 月 日までに同封の納付書により、納付書記載の納付場所に納付してください。

(1) 異議申立てをした日から 3 か月を経過しても決定がないとき、年 月 日までに同封の納付書により、納付書記載の納付場所に納付してください。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

告 示

○宮城県告示第六百七十号
 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
 認証した。

平成二十年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称
 名取市

二 調査を行った時期
 平成十八年度から平成十九年度まで

三 成果の名称
 名取市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域
 名取市高館吉田字館山、同字西真坂の一部、高館熊野堂字棟沢下山、同字大沢前山、同字大沢中
 の一部

五 認証年月日
 平成二十年六月十三日

○宮城県告示第六百七十一号

理容師法（昭和二十二年法律第百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十一年法律第百六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会として、次のとおり指定した。

平成二十年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 講習会の主催者の名称及び所在地
 財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習会の開催年月日及び会場
 東京臨江東区有明三丁目一番地二十五

三 講習会の開催期間
 平成二十年十月六日（月）、二十日（月）及び二十七日（月）

四 講習会の開催場所
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

五 講習会の開催日時
 平成二十年六月二十日

六 講習会の開催場所
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

七 講習会の開催場所
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

八 講習会の開催場所
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

九 講習会の開催場所
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

十 講習会の開催場所
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

十一 講習会の開催場所
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

十二 講習会の開催場所
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

十三 講習会の開催場所
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十年十月六日（月）、二十日（月）及び二十七日（月）

(一) 会場

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

東京エレクトロンホール宮城(旧名 宮城県民会館)

六階六〇一大会議室及び六〇二中会議室

2 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

平成二十年十月六日(月)・二十日(月)及び二十七日(月)

(二) 会場

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

東京エレクトロンホール宮城(旧名 宮城県民会館)

六階六〇一大会議室及び六〇二中会議室

三 講習料

一人 一万四千元

○宮城県告示第六百七十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
伊藤病院	仙台市青葉区二日町八・八	平成二十年五月二十 四日	平成二十三年五月一 十三日
総合南東北病院	岩沼市里の杜一・二・五	平成二十年五月二十 四日	平成二十三年五月一 十三日
真壁病院	東松島市矢本字鹿石前一〇 九・四	平成二十年五月二十 四日	平成二十三年五月一 十三日

○宮城県告示第六百七十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五四〇〇七三八	訪問介護ささえ 仙台市太白区三神峯 二丁目八番六十五号	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	有限会社朋悠 生活研究舎	平成二十年 六月十五日

○宮城県告示第六百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営新井田南部地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年六月二十日から平成二十年七月十七日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市中田総合支所

○宮城県告示第六百七十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、県営住宅、特定公営住宅及びこれらに付帯する駐車場(以下「県営住宅等」という。)の使用に係る使用料(以下「家賃等」という。)で、県営住宅等の退去者に係る滞納家賃等の収納事務を平成二十年六月十一日次のとおり委託した。

平成二十年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都港区芝浦三丁目十六番二十号

二ツテレ債権回収株式会社
委託期間

平成二十年六月十一日から平成二十三年五月三十一日まで

○宮城県告示第六百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、巨理町が行う土地改良事業（田沢地区）の施行に平成二十年六月十三日同意した。

平成二十年六月二十日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 齋 藤 俊 夫

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 人事給与総合システム運用機器の賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十年五月三十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 オリックス・レンテック株式会社仙台支店 仙台市青葉区花京院一丁目一番二十号

五 落札金額 四千百五十六万八千四百五十円（消費税及び地方消費税の額を含む）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十年五月十三日

正 誤

○宮城県公報第一九六五号（平成二十年六月十日付け）中

ページ 段 行 正

七 七 上 上 一 一 六 六 根 元 誓 夫 松 田 善 一 郎

誤

根 本 誓 夫 松 田 善 一 郎